

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2025年6月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

1 | 海外取引先からの債権回収



2 | 中小企業M&Aにおける経営者保証の扱いに関する留意点 ー中小M&Aガイドライン(3版)を踏まえてー



3 | 別段預金口座への振替と相殺禁止 ～東京高判令和5年5月17日判決(金融・商事判例No.1685号26頁)～



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

海外取引先からの債権回収

丸山 貴之
Takayuki MaruyamaPROFILEはこちら 

I はじめに

日本企業が海外企業と取引を行う機会が増加していますが、いったん海外取引先に債務の不払が生じると、その回収に困難を伴う場合が多くみられます。本稿では、平時、不払発生時及び海外取引先倒産時の、海外取引先からの債権回収における留意点につき、解説いたします。

II 平時の対応

1 事前対策の重要性

海外取引先が任意に債務を支払わない場合、最終的には、紛争解決手続を利用し強制執行により回収することになります。しかしながら、紛争解決手続に要する費用は日本国内で手続を行う場合と比較して高額になりやすく、また海外での強制執行は必ずしも容易でないため、回収を断念せざるを得ないケースも想定されます。そのため、海外企業との取引では、特に事前の対策やリスク管理が重要となります。

2 海外取引先の信用調査、与信管理

海外取引先との間での債権回収のトラブルを回避するためには、海外取引先につき信用調査を実施し、その信用度に応じた与信限度額を定めることが重要です。

海外企業の調査は、まずはその企業の公開情報(ウェブサイトの情報、登記情報、上場会社であれば開示情報等)を入手することが考えられます。国によっては、当局のウェブサイトでは決算書類等の入手が可能なこともあります。また、信用調査会社から調査レポートを取得することも有用です。

海外取引先の信用調査を行ったら、その結果に基づき信用度を評価し、与信限度額、決済方法や決済条件を設定する

こととなります。

債権回収のトラブルは、新規取引先よりもむしろ既存の取引先から発生することが多いため、取引開始時のみならず、定期的に信用調査を実施し、与信限度額等を見直すことが必要です。

3 契約書の作成・締結

(1) 契約書の必要性

海外企業と取引を行うにあたっては、国によって法制度、商慣習や社会通念が異なり、理解の齟齬が生じやすいため、合意内容の明確化、証拠化のためにも、書面による契約の締結は必須です。契約書には、取引条件に加え、準拠法や紛争解決方法についても定める必要があります。

(2) 決済方法

海外取引における決済方法には、主に外国為替送金と荷為替手形による決済とがあります。

外国為替送金は、簡便かつコストを抑えることができ、実務上も多く利用されていますが、海外取引先が送金手続を行わなければ支払を受領できないため、回収リスクの高い決済方法となります。

荷為替手形とは、隔地間の売買において、売主(輸出者)が、買主(輸入者)を支払人として、船荷証券(B/L)等の運送書類を添付して振り出す為替手形であり、信用状(L/C)のないものと信用状付きのものがあります。信用状は、輸入者の取引銀行が輸入者の代金支払を約束するものであるため、信用状付き荷為替手形決済は安全性の高い決済方法といえます。

(3) 準拠法

準拠法は、基本的に当事者間の合意により定めることが可能であり、一方当事者の国の法律が準拠法として合意される例が多くみられます。準拠法の合意をする際は、当該準拠法の下での契約の解釈等につき、その国の弁護士のアドバイスを得ることが望ましいと考えられます。

(4) 紛争解決方法

紛争解決方法には主に仲裁と裁判とがあります。

仲裁は、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）の締約国でなされた仲裁判断は他の締約国での執行が可能であり、仲裁判断の執行が確実というメリットがあります。また、仲裁は、手続が非公開で紛争の事実等の外部漏洩リスクを低減できること、取引や紛争の内容に適した専門家を仲裁人に選択し得る等手続が柔軟であることも特徴です。紛争解決方法として仲裁を選択するには、契約書に仲裁合意を規定する必要があります。

紛争解決方法として裁判を選択する場合、いずれの国において裁判を行うか、国際裁判管轄の合意をするべきです。裁判で判決を得たら海外取引先の資産所在地国にて執行することが想定されるため、国際裁判管轄の合意をする際は、資産所在地国における判決の執行可能性を考慮する必要があります。例えば、日本で判決を得ても、中国では、日本の判決の承認が得られず、強制執行ができない等、裁判管轄を日本とすることが日本企業にとって常に便利、有利というわけではない点、留意が必要です。

4 担保、保証

海外取引先の不払に備え、保証人を立てさせ、また海外取引先の資産上に担保の設定を受けることも考えられます。外国では、商取引にて保証や担保を提供することが必ずしも一般的でなく、これを要求しても受け入れられにくいですが、海外取引先が担保の提供に応じる場合には、対抗要件具備や

担保実行方法を事前に調査、確認することが必要です。

III 不払発生時の対応

1 交渉による支払要求

海外取引先に代金不払が発生した場合、まずは任意の支払を求め交渉することになります。交渉は、電子メールやレター等で書面として記録に残し、また電話や面談を行ったら、日時、通話者や参加者、内容等について記載したメモや議事録を作成する必要があります。

交渉により取引先から支払の約束を取り付ける場合、支払期限を明確に定め書面化しておく必要があります。

支払遅延が長期化するほど回収可能性は低下するので、交渉する際は、迅速な対応が肝要です。

2 専門業者を利用した債権回収

海外取引先との交渉による債権回収が難しい場合、現地の債権回収会社や弁護士に回収を委託することが考えられます。海外では債権回収サービスが広く普及しているところが多く、成功報酬のみでサービスを受けられることもあります。

3 紛争解決手続

海外取引先が任意に支払を行わない場合、仲裁や裁判の紛争解決手続を利用することになります。これらの手続には労力も費用も掛かるため、回収に要する時間やコスト、回収可能性や実効性等を考慮し、手続を行うか否かを判断する必要があります。

IV 海外取引先倒産時の対応

1 海外における倒産手続

海外取引先の倒産手続は海外で行われることが想定されます。債権者としては、倒産手続地国の弁護士への確認等により、手続全体の流れや権利の行使方法について理解しておく必要があります。

2 取引関係の終了、継続

倒産手続においても、債務者が事業を廃止して清算するのか、事業を継続して再建を目指すのかにより、取引が終了するか継続するかが異なるため、海外取引先が倒産手続に入った場合、日本企業としては、取引関係の帰趨につき確認する必要があります。

取引関係が維持される場合、倒産手続開始後に発生する取引債権は、倒産債権としては扱われず、基本的に全額の弁済を受けることができますが、海外取引先の信用は倒産により著しく毀損しているため、代金を前払にする、掛払でも支払サイトをできるだけ短期に設定する等、回収リスクを低減するための対応を取ることが考えられます。

3 債権届出

倒産手続において配当を受けるためには、債権届出書を提出する必要があります。債権の内容や金額を確認し、証拠書類を準備の上、届出期限に遅れないよう留意することが必要です。

4 取引債権者に認められる債権回収

倒産手続では、担保権を有しない一般債権者は、債務者の弁済原資から債権額に応じて按分弁済を受けるのみで、十分な満足を得られないのが通常です。もっとも、債務者の事業継続等の観点から、取引債権者への優先的な弁済が認められることもあるため、そのような弁済を受けることができないか、確認することが考えられます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

中小企業M&Aにおける経営者保証の扱いに関する留意点 ー中小M&Aガイドライン(3版)を踏まえてー

宮本 聡
So Miyamoto

PROFILEはこちら



1 はじめに(中小M&Aガイドラインとは)

日本が抱える中小企業の後継者不在の問題を解決するため、M&Aにより社外の第三者に事業を引き継ぐことは中小企業の事業承継の有力な手法であるという認識は年々広がってきていますが、M&Aにより社外の第三者に事業を承継させることに抵抗感のある中小企業者は少なくないと思われます。

そのようななか、中小企業のM&Aのさらなる促進を図るため、中小企業向け事業引継ぎ検討会による「事業引継ぎガイドライン(2015年3月)」を全面改訂するかたちで、中小M&Aガイドラインが2020年3月に策定され、その後、2023年9月に2版、2024年8月に3版へとそれぞれ改訂され、中小企業庁より公表されています。

中小M&Aガイドラインは2章から構成されており、第1章は後継者不在の中小企業向けの手引、第2章はM&Aの支援機関(M&A仲介者、金融機関、弁護士などの専門家を含む)向けに中小M&Aを検討・実行するサポートを行う際の基本的な指針(ガイドライン)とされています。

2 3版への改訂の経緯

2023年9月の中小M&Aガイドラインの2版への改訂後、引き続き中小M&Aの市場拡大やM&A支援機関の増加といった市場環境の変化は進んだ一方で、不適切な譲受側の存在や最終契約の不履行(経営者保証に関するトラブルなど)の問題が顕在化してきたため、3版では、こうした問題のリスク・その対応策、そして、支援機関に求められる対応が追記されています。中小企業庁からは、2版から3版への見え消し版、

各種契約書サンプル(見え消し版)も公表されており、改訂部分が分かりやすくなっています。

3 3版改訂のポイント

改訂のポイントである次の7点のうち、本稿では6)譲り渡し側の経営者保証の扱いにフォーカスして紹介できればと考えています。

- 1) 仲介・FAの手数料・提供業務に関する事項
- 2) 広告・営業の禁止事項の明記
- 3) 利益相反に係る禁止事項の具体化
- 4) ネームクリア・テール条項に関する規律
- 5) 最終契約後の当事者間のリスク事項

6) 譲り渡し側の経営者保証の扱い

- 7) 不適切な事業者の排除

4 経営者保証の扱い

今般、中小M&Aガイドライン2版から3版への改訂理由の一つとして、経営者保証に関するトラブルが挙げられています。

M&Aによる事業の承継・経営者の交代により、譲渡側の経営者は経営者保証の負担が解除されることを期待し、譲受側はクロージング後に従前の経営者保証を解除する又は引継ぐ義務を負うのが通常です。

これまでも従前の経営者保証の解除や引継は、M&Aの最終契約において規定が設けられていたところです。しかしながら、譲受側が支配権を取得したにもかかわらず、経営者保証を解除する努力をしないばかりか、対象会社から運転資金

1: https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/m_and_a_guideline.html

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

を抜き取った挙句に破綻させるなどのトラブル事案が生じたことなどを契機として、中小M&Aガイドライン3版では経営者保証の扱いに関するリスク・対応策等について、より具体的な詳細な指針を示しています。

(1) 仲介者・FAに求められる対応

ガイドラインでは、仲介者・FAが、経営者保証についての譲渡側経営者の意向を丁寧に聴取するとともに、弁護士等の専門家への相談や保証の提供先である金融機関等に対するM&A成立前の相談も選択肢である旨を譲渡側経営者に説明しなければならない、としています。

また、譲渡側に債務超過等の事情がある場合、譲渡側経営者は、「時間的な切迫性や他の譲り受け側が容易に見つからないなどの事情から焦燥感を覚え、譲渡額等の形式的な条件のみに注意が向き、最終契約上の義務の内容やその不履行リスクを正しく評価できない可能性がある。このため、仲介者・FAは、そもそもM&Aを実行すべきかも含めて譲り渡し側と慎重に検討を行うことが求められる。」とし、窮境状態にある会社のM&Aについては仲介者・FAに特に慎重な対応を求めています。

います。

(2) 仲介者等との秘密保持契約における留意点

中小M&Aの譲渡側は、仲介会社・FAとの間では仲介契約・業務委託契約を締結しますが、これらの契約書には秘密保持の条項が置かれるのが一般的です。また、譲渡側と譲受候補先との間でも秘密保持契約が締結されたうえで、当事者間の情報開示がなされることがあります。

このような秘密保持義務は、譲渡側経営者が、金融機関に対してM&A契約締結前に保証解除に関する相談をする妨げとなりえます。

そこで、譲渡側経営者が、M&Aの最終契約のクロージング前に、保証を提供している金融機関等に対して保証解除等の相談をすることを可能にするため、3版と同時に改訂された①M&A仲介業務委託契約書、②譲受側との秘密保持契約書、及び③譲受側との基本合意書の書式のいずれにおいても、以下の場合を守秘義務の例外(相手方の事前の書面による承諾なしで秘密情報を開示できる場合)として新たに加えています。

「甲の経営者等が本件取引に係る甲の債務等に関して負う個人保証について、当該個人保証の提供先となる金融機関等に対し、当該個人保証の扱いについて相談する目的のために合理的に必要とされる範囲内で開示する場合(本件取引の成立前の相談を含む。)」

上記の守秘義務の例外に関する規定は、これまでのM&Aに関する契約では一般的に見られなかったと思われる条項であり、経営者保証が絡む中小M&A案件では今後参考になる条項と考えられます。

(3) 株式譲渡契約における留意点

ア 問題点

これまでの中小M&Aの株式譲渡契約においても、経営者保証の解除を譲受側のクロージング後の義務とする条項はみられました²。具体例としては改訂された株式譲渡契約書の書式14条3項の規定が挙げられます。

2: 日本弁護士連合会・日弁連中小企業法律支援センター編「事業承継法務のすべて」(きんざい、平成30年発刊)263頁の書式4-4「株式譲渡契約書」の14条3項参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 乙（※譲受人）は、対象会社をして、対象会社の債務を対象会社の役職員が保証している契約につき、当該契約の相手方と書面又は口頭による交渉を行い、当該保証の解除を合意させ、かつ、当該保証が合意解除されたことを示す書類を甲に交付するよう最大限努力する。甲（※譲渡人）が対象会社のために保証している契約について、保証債務の履行その他の損害、損失又は費用が発生した場合には、乙は、甲の損害、損失又は費用を補償する。

しかしながら、上記のような条項は努力義務に留まったり、法的義務であってもクロージング後に譲受人側が履行しない場合には保証を解除するための実効的な対応策を見いだせない³、さらには譲渡側経営者に交渉力がないために経営者保証の解除に必要な条項を契約書に織り込めない、といった問題がありました。

イ 譲受側の義務としての経営者保証の解除の明確化・具体化

3版では、中小M&Aにより経営者保証の解除等が想定される場合には、譲受側の義務として保証の解除又は移行を位置付けた上で、保証の解除又は移行をクロージング条件として設定することや仮に保証の移行がなされなかった場合を想定した条項（例えば、契約解除条項や補償条項等）を盛り込む方向で調整するべきである、とされています。

改訂された株式譲渡契約書の書式でも、契約締結からクロージングまでの譲受側（乙）の義務として、以下の条項が加えられています。

- ① 乙（※譲受側）は、対象会社の債務を対象会社の役職員が保証している契約（以下本条において「経営者保証」という。）につき、当該契約の相手方（金融機関等、以下本条において「相手方」という。）との間で、書面又は口頭による交渉の実施や、相手方から要請される書類の提出や必要な面談等を行い、経営者保証の解除又は新規差し入れに関し、相手方より意向表明を得た上で、当該意向表明の結果を甲に対して通知する。
- ② 乙は、前号の意向表明の結果、経営者保証の解除又は新規差し入れ手続を進めることができる場合は、相手方から保証契約書、保証差入書等その他手続を進めるために必要となる書面の交付を受け、必要事項を記載の上、これを相手方に差し入れる。
- ③ 乙は、クロージング後直ちに当該変更登記を完了するため、本株式譲渡に伴う対象会社の代表取締役及び取締役の変更登記に係る必要書類（就任承諾書・印鑑登録証書等）の作成を完了させ、当該書類を甲及び相手方に提出する。

ここでは、譲受側の義務としての経営者保証の解除が明確化され、解除に向けた具体的なプロセスが規定されています。このプロセスを譲受側が履行しない場合には、譲渡側はクロージング前の譲受側の義務が履行されていないことを理

由としてクロージングを拒むことができますので、譲渡側にとって経営者保証を解除するための実効的なツールとして機能します。この条項は、経営者保証が絡む中小企業の株式譲渡案件では参考になると考えられます。

3:クロージング後の株式譲渡契約の解除は制限されることが一般的です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

5 まとめ

事業承継に伴う経営者保証の解除については、すでに「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」(令和元年12月)などでも論じられているところでしたが、中小M&Aの契約においてどのように具体化を図るべきかまでは論じられていませんでした。これに対して、今回の中小M&Aガイドライン3版では、契約の具体的な条項を含め、中小M&A実務における経営者保証対応の留意点・具体的対応策が盛り込まれたことから、今後の中小M&Aにおいて経営者保証の取り扱いが問題となる事案では大いに参考になると考えます。

中小M&Aガイドラインは、後継者不在の中小企業及び中小

M&Aの支援機関との関係で行動指針を示したものであり(譲受側の行動指針ではありませんし、行動指針である以上拘束力也没有)、最終的には譲渡側と譲受側の個別具体的な合意により、経営者保証の取り扱いを含むM&Aの条件が決定されることになります。

しかしながら、中小M&Aの支援機関、特に、M&A支援機関登録制度の登録を受けている支援機関のなかで、大手を中心に、ウェブサイトにおいて、中小M&Aガイドライン(第3版)の遵守を宣言する動きが広がるなど、中小企業庁がこのようなガイドラインを出したことの事実上の影響力は大きく、譲渡側経営者としても中小M&Aの支援機関や譲受側との交渉・協議において有効に活用しうるものと考えられます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

別段預金口座への振替と相殺禁止

～東京高判令和5年5月17日判決(金融・商事判例No.1685号26頁)～

堀江 悠真
Yuma Horie

PROFILEはこちら



第1 はじめに

本件は、破産会社の顧客から被告銀行の破産会社名義の普通預金口座への振込入金、被告銀行が破産会社との合意に基づき同口座から別段預金口座へと振り替え、その後貸金債権を自働債権とし上記預金債権等を受働債権として対当額で相殺するとの意思表示をしたことが、破産法71条1項2号に定める相殺禁止に抵触し無効とならないかが争われた事案です。

原審(東京地裁令和4年11月9日判決(金融・商事判例No.1666号23頁))では、被告銀行による相殺が破産法71条1項2号に該当しないとの判断がなされていたところ、控訴審(本件)でも原審の判断を維持し、破産管財人からの控訴を棄却しました。

以下では、控訴審における破産管財人による補充主張及

びこれに対する判断を中心に説明するとともに、本判決に対する若干の考察を述べます。

第2 事案の概要

1 当事者

本件の当事者は以下のとおりです。

X(控訴人(原告)):破産会社Zの破産管財人

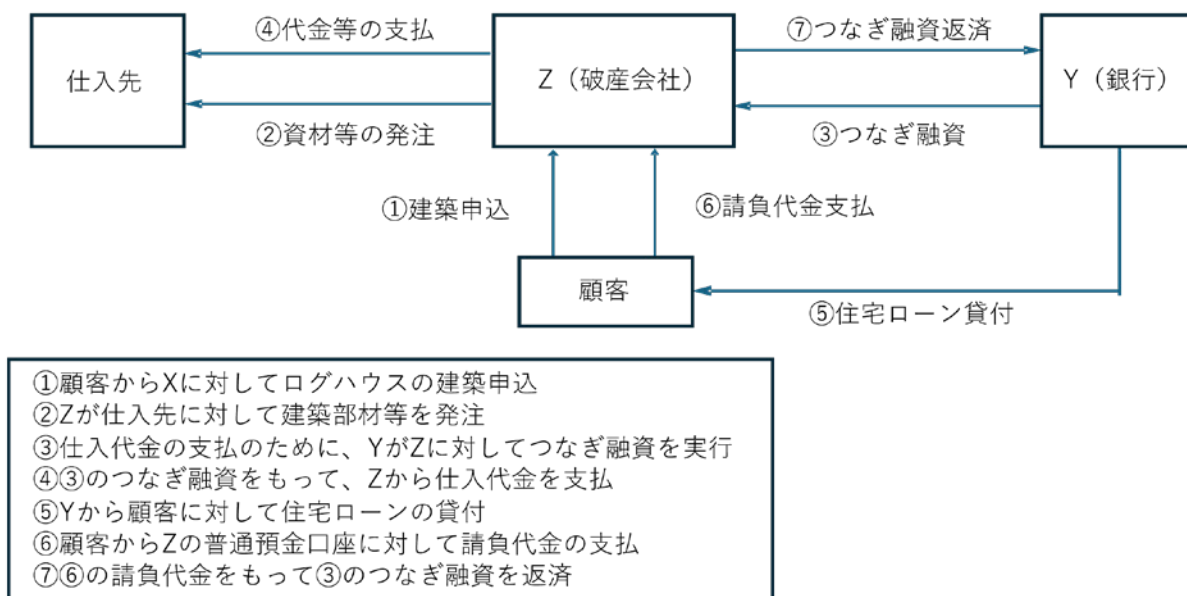
Y(被控訴人(被告)):破産会社Zとの間で銀行取引を行っていた銀行

Z(破産会社):建築工事及び土木工事の請負等を目的とする株式会社であり、ログハウスの販売事業等を営んでいた。

2 Zの平時の取引

Zの平時の取引は概要以下のとおりです。

Zの平時の取引



3 時系列

本件の時系列は概要以下のとおりです(原判決からの引用)。

【平成30年1月31日】

・YはZに対して1億5000万円の手形貸付を行った(弁済期:同年6月29日)(「本件貸金債権」)

【同年10月16日】

・ZがYに対して借入金のリスケジュールを要請

・上記リスケジュール要請に対して、Yは、Zの顧客からZに対する請負代金の支払として普通預金口座(「本件普通預金口座」)に振込入金された時点で、同入金額を別段預金口座(「本件別段預金」)へと振り替えることで融資残高維持の要請に応じる旨を告げ、Zはこれに合意した(「本件合意」)

【同年10月26日～12月7日】

・Zの顧客からの本件普通預金口座に対する振込入金のうち、9082万1979円を別段預金に振り替えた(「本件振替行為」)

・その後、本件別段預金のうち、4898万円について定期預金口座(「本件定期預金」)に振り替えた

※Xは、Zが同年10月26日よりも前に支払不能であり、Yが、同日当時、Zの支払不能について知っていたと主張

【平成31年1月9日】

・Yは、Zに対し、平成30年12月19日をもって、本件貸金債権の内金たる元利金9082万2536円(自働債権)と、本件別段預金、本件定期預金及び利息の合計9082万2536円とを、対当額で相殺する旨を通知(「本件相殺」)

【令和元年7月26日】

・Zについて破産手続開始決定がなされ、Xが破産管財人に選任された

第3 本件の争点及び裁判所の判断

1 争点

本件では、Yによる本件相殺が破産法71条1項2号により無

効となるか否かが争点となりました。より具体的には、本件振替行為が財産処分行為に該当するか、本件合意によってYがZに対して新たに「債務を負担した」といえるかが争点となりました。

破産法71条(相殺の禁止)

1項 破産債権者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

二 支払不能になった後に契約によって負担する債務を専ら破産債権をもってする相殺に供する目的で破産者の財産の処分を内容とする契約を破産者との間で締結し、又は破産者に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより破産者に対して債務を負担した場合であつて、当該契約の締結の当時、支払不能であつたことを知っていたとき。

2 原審の判断

原審は、概要以下のとおり述べた上で、本件相殺が破産法71条1項2号に抵触せず、有効であるとの判断をしました。

✓本件合意に基づき行われた本件振替行為は、取引条件等を変更することにより、本件普通預金口座に係る預金の拘束性を高めるものといえるので、本件合意は、取引条件等の変更に係る財産処分契約に当たると解する余地がある。

✓しかしながら、本件普通預金口座には、平成30年10月26日から同年12月7日までの間に、平時における取引と同様に、顧客から請負代金の支払としての振込入金があり、同振込入金が本件普通預金債務の負担原因となっているものである。

✓したがって、本件合意が財産処分契約に該当すると解したとしても、本件別段預金は、顧客からの振込入金によってYが負担した本件普通預金債務の取引条件等が変更されたものにすぎないから、本件合意により債務を負担した場合には当たらない。

✓なお、Yは、本件普通預金口座に振込入金された各金銭の全部又は一部を、当該各振込入金の直後に本件別段預金へと振り替えているところ、本件貸金債権の弁済期は同年6月29日であるから、本件貸金債権と本件普通預金債務に係る債権とは上記各振込入金がされた各時点で既に相殺適状にあり、Yには相殺に対する期待が生じていたのであって、実際にも、Yが同日時点で相殺することが可能であったものである（本件普通預金口座は、本件別段預金と異なり、Xが自由に払戻を求めることができるものであるが、Yは、Zが払戻請求をした場合には、直ちに相殺の意思表示をしたというべきである。）。

3 控訴審での補充主張及び裁判所の判断

(1) 控訴審での補充主張

Xは、控訴審において、概要以下のとおり主張を補充しました。

①本件は振替指定がされた第三者の振込の事例であること

✓本件は、新たに本件別段預金に係る債務を発生させる準消費寄託の合意、すなわち、振込に関して振替の指定がある事案であって、Zが顧客から受けた請負代金の弁済金を別段預金口座に振り込んだものと同視することができ、その財産処分契約該当性を肯定すべきである。

②本件普通預金債務と本件別段預金債務に係る債務とは別個の債務であること

✓預金者が自由に払戻等を行うことができる普通預金、預金者が自由に払戻等を行うことができない別段預金及び契約上分割払戻が制限され利率が高い定期預金は、それぞれ異なるものであるから、Yの本件普通預金債務、本件別段預金に係る債務及び本件定期預金に係る債務は、いずれも別個の債務であると解すべきである。

③本件合意の実行において本件普通預金口座は通過点にすぎず、Yにおいては普通預金債務を現実には負担していないこと

✓本件合意の実行場面では、顧客からの振込入金と同時に本件振替行為が行われたものであって、本件普通預金口座は通過点にすぎず、Yが上記振込入金に係る普通預金債務を現実には負担していなかったことからすれば、上記振込入金を債務負担の原因と捉えるべきではない。

(2) 裁判所の判断

控訴審は、原審の判断を引用した上で、本件相殺が破産法71条1項2号には該当しない旨の判断をしました。また、控訴審での補充主張に対しては、以下のとおり判示しています。

✓確かに、本件合意に基づき行われた本件振替行為は本件普通預金口座に係る預金の一部を本件別段預金へと振り替えるものであり、取引条件等を変更することにより本件普通預金口座に係る預金の拘束性を高めるものであるから、本件合意は取引条件等の変更に関する財産処分契約に当たると解する余地のあるものといえるが、本件普通預金口座には、平成30年10月26日から同年12月7日までの間に、平時における取引と同様に、Yから住宅ローンの実行を受けた顧客からの請負代金の支払としての振込入金があり、同振込入金が本件普通預金債務の負担原因となっているものであって、そうであれば、本件合意については、上記のとおりYが負担した本件普通預金債務について、その取引条件等を変更して預金の拘束性を高めるものではあるものの、このことをもって、上記顧客からの請負代金の支払としての本件普通預金口座への振込入金という債務の負担原因についてまで変更されたものと解することは困難であるといわざるを得ず、したがって、本件合意が財産処分契約に該当すると解したとしても、本件別段預金は顧客からの振込入金

によってYが負担した本件普通預金債務の取引条件等
が変更されたものにすぎないから、Yが本件合意をするこ
とによりZに対して債務を負担したものとみることではでき
ず、本件合意については、破産法71条1項2号に規定する
場合には当たらないというべきである。

第4 本判決の意義・考察

破産法71条1項2号の財産処分契約(=破産者の財産の処
分を内容とする契約)の意義については議論があるところ、本
判決は、本件振替行為が預金の拘束性を高める行為である
として財産処分契約に該当すると解する余地があるとした点

で意義があるといえます。

他方で、本判決は、本件振替行為は顧客からの振込入金
によってYが負担した本件普通預金債務の取引条件等が変
更されたものにすぎず、本件合意によってYがZに対して債務
を負担するものではないとして破産法71条1項2号の該当性を
否定しました。もっとも、本判決(原審を含む)は、本件振替行
為の対象となった本件普通預金債務について、既にYに相殺
の合理的な期待が生じていたことを前提とした判断と思われる
ため、そのような相殺への合理的期待が認められない場合
にも、本件振替行為が常に債務負担原因とならないことまで
判示したものではないことに留意が必要かと思われます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】